

山城さんたちの完全無罪を勝ち取ろう！～その1

8月28日に第9回公判があり、山城議長の本人尋問が行われました。3月17日に初公判が始まってから5か月が経過しました。相も変わらず那覇地裁の周りは、これが平和運動に対する裁判かと思うほど厳戒態勢です。裁判所職員、民間警備会社、機動隊、そして公安と思しき警察官が配置につき、異様な雰囲気が醸し出されています。

この日の公判で山城議長は、政府による弾圧、訴えるのは県民で国や防衛局こそが被告と主張し、反対する県民を強制的に排除して工事を強行している現状を説明したうえで、国の不当行為に目を向けるように裁判官に訴えました。そして公務執行妨害や傷害等の起訴事実についてきっぱりと否定しました。

公判も9回まで進行しているので、これまでの公判の経過を振り返ってみたいと思います。というのも地裁前での公判事前集会に参加する県民も暫減し、かつてのような熱気も薄れているような気がしますので、公判闘争をさらに盛り上げる立場で、私たち平和フォーラムも全国的な支援体制を再構築していかなければならないと思うからです。(以下経過は、山城博治さんたちの完全無罪を勝ち取る会の『公判闘争ニュース』から抜粋しました)

第1回公判 (3月17日) 山城博治、稲葉博、添田充啓さんらの冒頭陳述と罪状認否が行われた。山城さんは「私



はこの裁判に臨むにあたり、長期勾留と被告人たる者の権利を奪う不当な処遇に強い憤りを何よりもまず表明したい」と述べ、公務執行妨害と傷害については完全否定し、辺野古でのブロック積み上げと高江での有刺鉄線の切断についてはその事実を争うわず、その行為にいたった正当性を主張しました。稲葉さんは、威力業務妨害について「政府の行為こそ、問答無用の威力市民運動妨害、あるいは威力平和運動弾圧ではないか」と揶揄し、威力業務妨害の罪状を認めていません。添田さんは、公務執行妨害と傷害をきっぱりと否定しました。

第2回公判 (3月27日・山城博治 稲葉博) 検察側の証拠として辺野古の現場で撮影されたビデオが映写されたが、弁護人からこのビデオデータの編集などを巡って疑義が出され、検察官は直ちに答えることもできず、裁判官は助け舟を出すかのように休廷を宣言するお粗末な法廷になった。ちなみにこの不手際をした検察官は3月末で退職してしまった。

第3回公判 (4月17日・山城博治 稲葉博) 全国では例がない傍聴席と検察証人との間に「遮蔽」することを裁判長が認めたため、弁護人は「傍聴人らを証人に危害を加えるような犯罪者扱いするものであり、不公平な裁判をする恐れがある」として、裁判官3名全員の忌避を申立てるといった異様な公判となった。

第4回公判 (5月8日・山城博治 添田充啓) 検察がビデオを映写したが、その内容は大勢の人びとが喚き合い、押し合う映像のみで、山城さん、添田さんの行為を示す映像が識別できなかった。弁護人は、検察側のミスや準備不足が目立つ裁判で、無理に無理を重ねて罪を作り上げようとしているか検察・警察が自ら証明しているようなものと批判した。

(次号に続く)